

日本広報学会研究活動規程

第1条(目的)

日本広報学会は、会員の研究活動を促進するとともに、その成果を会員ならびに社会に広く還元するために本規程を設ける。

第2条(研究活動の種類)

研究活動の種類は、研究事例・交流部会とテーマ研究とし、テーマ研究を指定研究と学会助成研究に区分する。さらに、学会助成研究を学会助成研究Aと学会助成研究Bに区分する。各内容を以下に規定する。

1. 研究事例・交流部会：会勢の活性化を目的とする広報実務及び研究に関する事例交流、若しくは、新たな研究領域の提起を目的とする萌芽的研究課題に関する検討を内容として、定期的に集会を開催する活動である。部会長（1名）及び広報研究に専門性を持つ部会運営者（1名。ただし部会長との併任を認める）を定める。部会長は常任理事会の求めに応じて書面または電子データによる運営報告を行う。
2. テーマ研究：広報および隣接諸科学の理論またはその応用に関する特定のテーマを定めて行う研究活動である。主査（1名）、研究メンバー、研究目的・方法、終了期限等を定める。なお、テーマ研究は、理事会が指定する①指定研究と、部会員が自らテーマを選定して取り組む②学会助成研究から構成される。いずれも、主査は運営報告及び成果報告を行う。
 - ① 指定研究：常任理事会が、必要に応じ、研究テーマおよび期限を定め、公募または依頼によって設定される研究活動である。
 - ② 学会助成研究：常任理事会が、広報研究に専門性のある会員を主査とする申請を審議し、適切と認めたものを設定する研究活動である。下記で示す「学会助成研究A」と「学会助成研究B」から構成される。
 - (i) 学会助成研究A：新規の研究領域を開発・深化させるための理論的探索を中心とする研究。
 - (ii) 学会助成研究B：研究における実証、および新たな理論形成に資するシーズ収集のための事例調査を中心とする研究。

第3条(公募および選定方法)

研究事例・交流部会およびテーマ研究の公募および選定方法を以下に規定する。ただし、具体的な手続きに関しては研究委員会で定める。

1. 公募および選定：毎年度末までに、翌年度研究活動の公募内容を定めて公示し、理事会は研究委員会での審議結果を参考にして新年度の研究事例・交流部会及び研究テーマを決定する。
2. メンバーの選定：研究事例・交流部会メンバーの公募方法は部会長が定め、事務局が募集事務を行う。テーマ研究については、主査による研究が前提となるが、主査が必要であると認めた場合は適宜メンバーを選定する。

第4条(応募資格)

部会長及び主査は、原則として学会入会後1年以上の者とする。ただし、指定研究の場合には理事会の承認により例外も認める。

第5条(部会長及び主査の任期)

部会長の任期は2年間、主査の任期は研究期間終了時までとする。

第6条(研究期間)

1. 研究事例・交流部会は原則として毎月開催するものとし、運営期間は2年間とする。
定期的に交流部会活動が行われていないと認められる時、または部会長による運営報告が行われない場合には活動終了とみなす。
2. テーマ研究は原則として1期1年間とする。ただし、主査が次年度公募期間までに研究委員会に研究計画書を再申請し、理事会が認めた場合には、1年間ないしは2年間の研究期間の延長を行うことができる。

第7条(資金供与)

学会は、承認した研究事例・交流部会およびテーマ研究に対して、予算の範囲内で研究資金を支給する。

当該研究について他の団体等からの資金補助を受けることを妨げない。

第8条(研究成果報告)

研究事例・交流部会は、実施期間及び期間終了後最初に開催される研究発表全国大会において報告を行うとともに、期間終了後に報告書を作成し、学会員に公開する。

指定研究は、研究期限終了後、研究成果を最初に開催される研究発表大会で発表し、さらに直近の学会誌「広報研究」に投稿する。

学会助成研究は、実施期間及び期間終了後最初に開催される研究発表全国大会において報告を行うとともに、期間終了後に、査読を前提とする論文を学会誌『広報研究』に投稿する。なお、査読の結果、投稿論文が学会誌掲載に至らない場合は、研究成果の報告について研究委員会において別途検討し、指示する。

第9条(運営報告と監査)

1. 部会長ならびに主査は、効果的な研究に努めるとともに、会員に対する説明責任を果たすために、研究委員会の求めに応じて、運営状況について報告する。
2. 研究資金の使途に関して、毎年度末に研究委員会に運営報告を行い、監査を受ける。
監査で研究目的に背反する支出があると判断された場合には、該当する支出金額を返戻する。

第10条(運営の見直し)

研究委員会は毎年度終了後に、研究活動の成果ならびに手続き等に関して検討を行い、問題点が認められる場合には改善案を付して理事会に報告しなければならない。

第11条(施行日)

本規程は2006年4月1日より施行する。

本規程は2010年2月8日より施行する。

本規程は2014年12月10日より施行する。

本規程は2015年10月1日より施行する。

本規程は2018年12月4日より施行する。

応募に当たっての参考事項

1. 研究費用の内容例と資金枠

- ・研究事例・交流部会 メンバー会員との連絡費・事務費等：上限 75,000 円
- ・指定研究 調査費・文献費・事務費等：上限 100 万円
- ・学会助成研究
 - 学会助成研究A 調査費・文献費・事務費等：上限 75,000 円
 - 学会助成研究B 調査費・文献費・事務費等及び調査のための遠距離交通費、会員外講師謝金・取材謝礼費：上限計 150,000 円

上記研究費の支給は、原則として 2 回に分けて行う。第 1 回は研究活動開始時に総支給額の 2 分の 1 を、第 2 回は研究委員会が求める運営状況報告を確認の上、研究委員会が適切であると判断した後に残額を支給するものとする。ただし、研究の実施に支障がある場合には、研究委員会に申請し、承認されれば一括支給を受けることができる。

(注 1) 研究費用には、打合せや研究会の際の飲食費は含まれない。ただし、茶菓程度の費用として、1 回の研究会につき、参加メンバー一人当たり 500 円までを含めることができる。会場費が発生する場合は独立に精算するものとし、飲食費が含まれることを避ける。

(注 2) 学会助成研究 A 及び学会助成研究 B に対する調査費・文献費・事務費等に対する支給については、その支出が当該研究の実施に伴うものである場合、その使途については、飲食費を除き、主査の裁量に委ねる。

(注 3) 学会助成研究 B において、調査費・文献費・事務費等を除く支給については、遠距離交通費、または講師謝金・取材謝礼費にのみに充てることができる。

2. 選定要項

- 1) 研究委員会は、研究事例・交流部会、テーマ研究の選定にあたり、研究計画書における記載が以下の①～③の項目を満たしているかについて審査を行う。
 - ① 広報及び隣接諸科学の理論またはその応用に関する学術的、実務的研究の発展および普及、啓発に積極的に寄与することを目的として企画された研究会であること。
 - ② 研究事例・交流部会のメンバー構成は、研究者・実務家の双方が参加しうるものであり、少なくとも 5 名以上の会員の参加が確保されること。ただし、6 名以上のメンバーに非会員が含まれることを妨げないが、可能な限り会員で構成されること。
 - ③ テーマ研究は、具体的な発表計画および報告計画が明確に示されており、指定研究および学会助成研究 B については、主査または研究責任者が成果を公表し、本学会会員の共通の知見とする責務を遂行することができる。
- ④ 指定研究は、学会の発展にとって特に重要な意義がある場合に設ける。
- 2) 上記項目を満たしている場合であっても類似内容の研究会企画書が提出された場合には、研究委員会が、本学会の目的および会員への貢献度の観点から、テーマおよび内容の独創性(新規性)、重要性、有用性に基づいて審査し、いずれかを選定または、研究体制への助言を行うことがある。
- 3) 研究会企画のテーマに関して理事会から研究委員会に指示がある場合は、その内容を優先する。